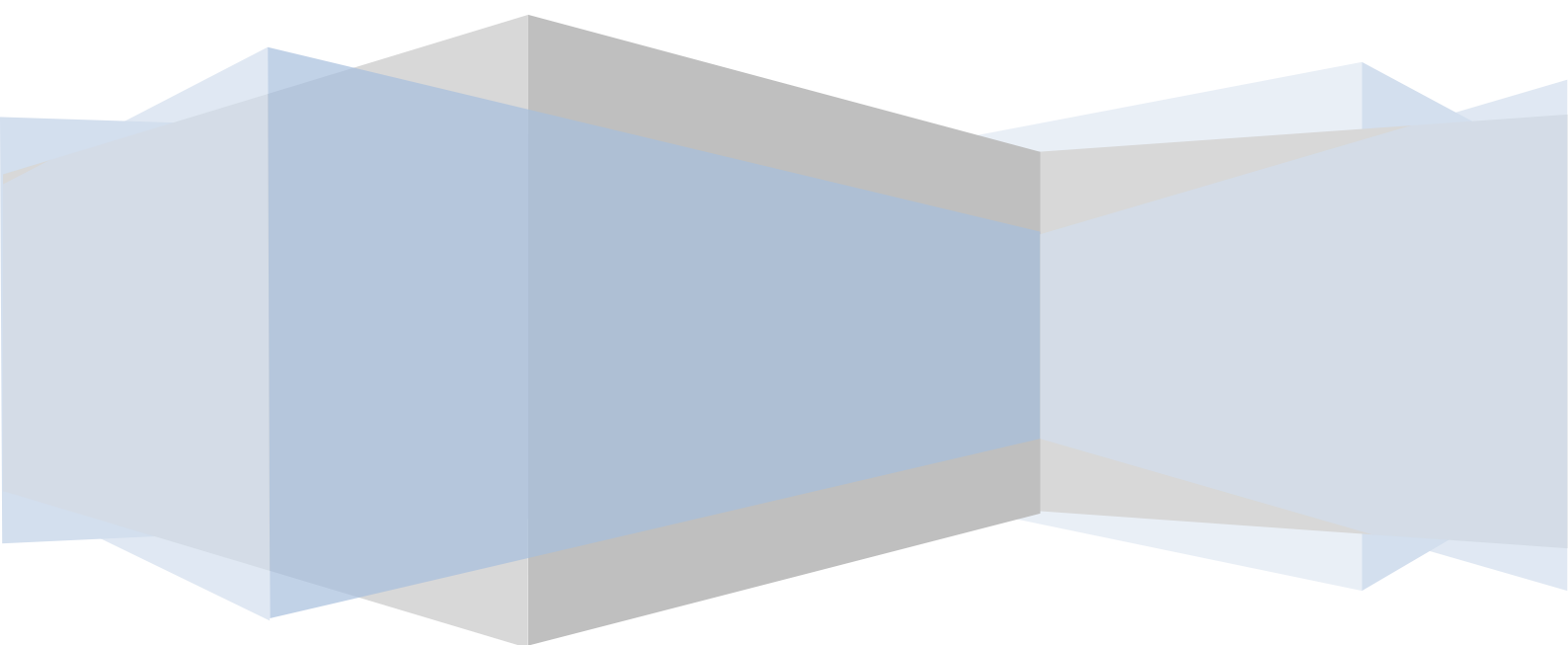


北秋田市

自治会の法人化 手引き

令和5年 改正

北秋田市 生活課地域推進係



目 次

第1章	自治会の法人化とは	3
1	「地縁団体とは」	
2	法人化の目的	
3	法人化によるメリット・デメリット	
4	認可を受けるための要件	4
第2章	自治会での進め方	5
1	法人化委員会を組織	
2	法人化委員会が理解を深める	
3	法人化のスケジュール例	
第3章	法人化のための規約づくり	6
第4章	法人化のための名簿づくり	8
第5章	法人化の申請手続き	8
第6章	法人化後の自治会運営	9
1	総会の開催について	
2	証明書の発行	10
3	代表者が変更になったら	12
4	規約を変更するときは	
5	その他の届け出	13
6	税金について	
7	登記について	14
第7章	よくある質問	15

第1章 自治会の法人化とは

1 「地縁団体」とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体が「地縁団体」です。

婦人会やスポーツ・文化団体のように加入条件が必要であるか、あるいは活動の目的が限定的に特定されている団体は地縁団体ではありません。

2 法人化の目的

自治会を法人化する目的は、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることです。

以前は、自治会は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体であったため、法的には「権利能力なき社団」となり、契約や不動産登記の主体となることはできず、自治会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題が発生するなどの不都合が生じていました。平成3年の地方自治法改正により、一定の要件に該当すれば、手続きを経て、法人格を取得(法人化)でき、自治会が保有する集会所や会館などを自治会名義で不動産登記できるようになりました。

令和3年の地方自治法改正により、不動産等を保有しなくても、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動などを行っている団体も認可されるようになりました。

3 法人化によるメリット・デメリット

自治会の法人化によるメリットは、この制度の趣旨である地域的な共同活動を円滑に行い、自治会名義で不動産登記ができることです。これにより、一度自治会名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても、不動産登記の内容を変更する法務局での手続きをする必要がありません。

デメリットとしては、これまでの自治会規約を、地方自治法第260条に即した規約に変更する必要があります。また、規約の変更、会の解散及びその際の財産の処分等の条件が厳しくなり、市長の認可が必要となります。さらに、代表者(会長)の変更の際には市長への届出が必要となり、事務的な手続きが認可前より多くなります。

4 認可を受けるための要件

自治会が法人化するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は、次のとおりです。

- ① 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、文化・スポーツや福祉等の特定の活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を目的としなければなりません。

現にその活動を行っているとは、自治会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

- ② 自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、住民間のトラブルの原因となる恐れがあります。区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。相当の期間とは、2年以上を目安にしています。

- ③ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

すべての個人とは、外国人も含み、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。これに反する加入資格等を定めることは認められません。また、相当数とは区域の住民の過半数を意味します。

- ④ 所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人化するためには、規約を定めて団体の名称や目的、組織の運営方法を明確にすることが必要です。

詳細は、第3章及び別紙「規約例」をご参照ください。

第2章 自治会での進め方

1 法人化委員会を組織（任意）

すでに自治会が管理する不動産があり、この登記のために法人化する場合、まずは総会で法人化をすすめることの承認を得る必要があります。

それから、市の担当者と相談のうえ書類を作成し、その後の総会で規約改正などの議決を経てから数ヶ月程度で認可を受けることができます。

集会所建設と合わせて法人化する場合は、数年かかることが予想されるため、最後まで責任をもって事務にあたることのできる法人化委員会あるいは建設委員会を自治会で組織することが望ましいと思われます。

2 法人化委員会が理解を深める

法人化作業を進める中で自治会員からの質問を受け、説明を求められる機会が予想されます。自治会内でスムーズに法人化を進めるには、まず役員の皆様が法人化についての理解を深めることが大切です。

3 法人化スケジュールの例

- ① 自治会の総会で法人化を進めることについての承認を得て、法人化委員会を組織、委員を選任します。
- ② 法人化委員の学習会
- ③ 自治会員を対象に説明会を開催、または周知します。
- ④ 規約改正案の作成
※市担当職員と協議しながら作成します。
- ⑤ 総会で規約の改正と法人化申請の決議
- ⑥ 名簿作成
※会員全員の氏名と住所を記載した名簿
- ⑦ 市への申請
- ⑧ 地縁団体として認可、告示
- ⑨ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請、告示
- ⑩ 不動産登記（法務局）等

◎ 臨時総会を開催すれば、期間を短縮することもできます。

第3章 法人化のための規約作り

自治会を法人化するにあたって、最低次の 8 つの項目が含まれる規約を定める必要があります。規約を定めて団体の名称や目的等を明らかにして、組織の管理運営方法を明らかにすることが必要なためです。

① 目 的

特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。

② 名 称

名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に抵触する名称（〇〇会社、〇〇財団法人など）は避けなければなりません。

③ 区 域

活動の基盤となる区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、町又は字、地番、住居表示を基本とします。

④ 主たる事務所の所在地

主たる事務所 1 ヶ所を定めます。代表者宅又は集会所に置くことが一般的です。住所で定めることも、「代表者宅に置く」「〇〇公民館に置く」と定めることも可能です。しかし、「代表者宅に置く」とした場合、交代のたびに事務所所在地の変更の届け出も必要となります。「〇〇公民館に置く」などとするのがよいでしょう。

⑤ 構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

⑥ 代表者に関する事項

地縁団体は必ず一人の代表者を置かなければなりません。規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。

⑦ 会議に関する事項

通常総会・臨時総会の開催及び招集方法、決議事項などを定めます。また、議事録の作成についても定めておく必要があります。

⑧ 資産に関する事項

資産の構成、管理・処分の方法を定めます。

以上8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

法人化後、規約を変更する場合には変更の申請及び市の審査・認可が必要になります。そのため、自治会費等、変更が予測されるような事項については、別途「細則」で定めることをお勧めします。

第4章 法人化のための名簿作り

法人化認可の申請時には、すべての自治会構成員の名簿を提出していただきます。会員であれば、子どもも記載する必要があります。

名簿は、氏名・住所が記載されていれば、様式については特に定められていません。

この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」を判断することとなります。

※相当数とは、区域に住んでいる全人口（子ども・未加入世帯を含む）に占める構成員名簿の人口が過半数であることです。

第5章 法人化の申請手続き

総会で規約改正と法人化申請の決議のあと、地縁団体の代表者（会長）が市役所生活課地域推進係へ以下の書類を添えて認可申請を行います。

◎地縁団体認可申請書類

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録）
 - ※ 役員会等での議決では認められません。
- ④構成員名簿
- ⑤区域を表した地図（住宅地図の写しに区域を朱書したもの等）
- ⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（総会議案・資料等）
 - ※ 前年度事業報告書及び決算書
 - ※ 現年度事業計画書及び予算書
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
 - ア)地縁による団体の代表者承諾書（代表者の印鑑登録証明書添付）
 - イ)代理人の有無
 - ウ)代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね1ヶ月です。認可の通知は会長宛に文書でお知らせします。

◎地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請に基づいて認可したときはその旨を告示し、地縁団体台帳に記入します。

告示とは、法律に基づいて市が住民に周知することで、市の掲示板で公表することです。

認可地縁団体証明書と印鑑登録証明書は、告示後に申請により発行されます。詳しくは、10ページ「証明書の発行」をご覧ください。

第6章 法人化後の自治会運営

1 総会の開催について

法人化後、自治会運営で大きく変わるのは総会を開催する際の定足数と表決権です。

通常、表決権（権利）は自治会費の納入（義務）に対して与えられるものと考えられます。そのため、総会議事の通常事項に関しては、表決権も定足数も世帯単位とする旨の規定（別紙「規約例」第22条第2項）をおけば、従来どおり、世帯単位で行うことができます。

しかし、重要事項（財産・規約の変更・会の解散）については、表決権・定足数ともに個人を単位とします。

	重要事項	通常事項
事 項	・ 規約の変更 ・ 会の解散 ・ 財産の処分に関すること ・ 代表者や監事の選任 ほか、大きな変更	・ 事業計画、予算 ・ 事業報告、決算 ほか、小さな変更
会 員	すべての個人	すべての個人
表決権	1 人 1 票	1 世帯 1 票
定足数	全会員の 2 分の 1 以上	全会員の 2 分の 1 以上
委 任	委任状が必要	出席者が世帯を代表する * 同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。世帯内に限り口頭委任できる。

2 証明書の発行

①認可地縁団体証明書の発行

土地・建物を自治会名義で登記する場合等、法人化後は様々な場面で認可地縁団体の証明書が必要になります。証明書は、市役所生活課の窓口で発行しています。

申請様式は、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書のとおりです。

手数料は、1通200円です。申請はどなたでも結構です。証明書の発行には数分時間を要しますのでご了承ください。

②印鑑登録と証明書の発行

認可地縁団体の印鑑登録手続き及び印鑑登録証明書の発行も市役所生活課の窓口で行っています。こちらの申請については、ともに代表者の方が行います。

登録できる印鑑は1団体につき1つです。また、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- (1)ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2)印影の大きさが1辺の長さが8ミリの正方形に収まるもの、又は1辺の長さが30ミリの正方形に収まらないもの
- (3)印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (4)その他市長が不適当と認めるもの

印鑑登録と証明書の発行

	登 録	証明書の発行
申請者	代表者 (設立時と代表者変更時)	代表者 (登記申請など必要なとき)
持ち物	・登録する認可地縁団体の印鑑(角印) ・代表者の方の実印及び印鑑登録証明書(*)	・登録している認可地縁団体の印鑑(角印) ・代表者の方の実印
申請書	認可地縁団体印鑑登録申請書	認可地縁団体印鑑登録証明書 交付申請書
手数料	無料	1通200円

*手続き前に、あらかじめ担当者にご相談ください。

証明書の発行には数分時間を要しますので、ご了承ください。

役員の改選で代表者が変更になり、近日中に印鑑登録証明書が必要になる場合は、印鑑登録の変更手続きを行っておく必要があります。印鑑登録証明書が必要としていない場合は、印鑑登録の変更手続きをしなくても差し支えありません。

3 代表者が変更になったら

法人化後、自治会の代表者（会長）が変更になった場合には「告示事項の変更」の届出をする必要があります。この手続きがされ、告示されない限り代表者の変更が法律的に有効になりませんので、注意してください。

不動産の権利の移転を予定しているなど、近日中に印鑑登録証明書が必要になる場合は、団体の印鑑の再登録手続きも行っておく必要があります。当面の間、印鑑登録証明書が必要ない場合は、手続きは必要ありません。

◎届出書類

- ①告示事項変更届出書
- ②総会資料
- ③総会議事録抄本
- ④地縁による団体の代表者の承諾書
- ⑤代表者個人の印鑑登録証明書
- ⑥代理人の有無
- ⑦代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

4 規約を変更するときは

規約を変更する場合には、事前に市と協議を行い、その後自治会の総会で「規約変更の決議」が必要となります。この場合の決議は個人単位で行うこととなります。その後、代表者（会長）は市へ以下の書類を提出して申請することになります。

市は申請書類を審査し認可した場合、告示はせず、代表者宛に認可通知書を送付します。この認可を受けなければ、変更した規約は効力を生じません。

◎申請書類

- ①規約変更認可申請書
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料、議事録抄本）
- ④新しい規約

5 その他の届け出

団体事務所の所在地や区域、目的等の告示事項が変更になった場合も、代表者変更と同様の手続きが必要になります。

会員名簿の変更は市に届出の必要はありません。

6 税金について

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	減免措置	課税
	固定資産税	従来どおりの課税	従来どおりの課税
県税	法人県民税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

[税に関する問い合わせ先]

◎秋田県税事務所 TEL 0 1 8 - 8 6 0 - 3 3 3 8

◎北秋田市役所財務部税務課 TEL 0 1 8 6 - 6 2 - 1 1 1 6

◎秋田地方法務局 大館支所 TEL 0 1 8 6 - 4 2 - 6 5 1 4

7 登記について

法人格の取得により、これまで町内会が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を町内会名義に移転登記することができます。不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

◎法務局 秋田地方法務局大館支局 Tel0186-42-6514

第7章 よくある質問

①不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

義務ではありません。町内会で必要性を十分に協議したうえで決定してください。

②法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

市は自治会が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。

③子どもも必ず加入しなくてはいけないのでしょうか？

加入はあくまでも本人（法定代理人=親権者）の意思です。ただし、その地域に住所を有するすべての人（町内会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていることが認可の要件となりますので、注意が必要です。

④子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

未成年者の表決権の行使については、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

⑤会員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？

従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。

⑥なぜ構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？

地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。

構成員となることはできませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加すること

は可能であると考えられます。

⑦自治会内で準備することは？

主な準備事項は次の４点です。

- ◎認可要件に適合した新規約の作成
- ◎構成員名簿の作成
- ◎規約変更、認可申請について総会での議決
- ◎認可申請書類の作成と提出

⑧申請時に提出する会員名簿とは？

構成員の氏名・住所のみを記載したもので結構です。年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また自署である必要はありません。提出名簿に記載された構成員数をもとに認可要件である「区域内の過半数以上が構成員」であるかを審査します。

⑨認可要件にある「相当数が構成員」とは？

その地域に住所を有するすべての人（町内会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていることが要件です。

⑩法人格を取得するまでの期間は、どのくらい必要でしょうか？

規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間として半年から１年が標準的な期間のようです。市では申請を受けてから約１ヶ月程度で認可します。

⑪通常の運営も変わるのでしょくか？

団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々一個の表決権を持つことになります。しかし、従来の町内会においては、世帯単位で表決を行ってきたこともあり、予算・決算、事業計画等、通常の事項については、規定を設けたうえで、世帯単位で表決を行うことは可能です。

⑫規約変更時の手続きは？

規約変更をする場合は、事前に変更内容について審査を受けたうえで、総会での議決を受けて変更することになります。会費等、変更の可能性がある項目については、別途細則に定めることもできます。細則の規定、変更については市の審査は必要ありません。

⑬会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？

市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、町内会内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

⑭構成員が転居等する際、不動産の持ち分は？

地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

⑮法人格を取得すると法人税等の扱いは？

従来と変わりなく、収益事業を行わなければ法人税は課税されません。また、固定資産税についても町内会所有の集会所は減免されます。

＊ ＊ 参考文献 ＊ ＊

地縁団体研究会「自治会、町内会等法人化の手引き」（ぎょうせい）

◎地縁団体に関するお問い合わせ先

北秋田市役所生活課地域推進係 ０１８６－６２－６６２８